

矢板市定住ミニサポート事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、初めて本市に居住する子育て世代の夫婦に対し、民間賃貸住宅の家賃の一部を補助することにより経済的負担を軽減し、まずは本市に6か月以上居住することによって魅力を感じてもらい、将来的な定住促進に寄与することを目的とした、矢板市定住ミニサポート事業費補助金(以下「補助金」という。)に関し、矢板市補助金等交付規則(平成14年矢板市規則第18号)に規定するもののほか、必要な事項を定め、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子育て世帯等 申請をしようとする年度の4月1日現在において、夫及び妻ともに39歳以下である世帯をいう。
- (2) 民間賃貸住宅 入居者本人が契約をし、自らが居住する賃貸住宅をいう。ただし、第三者が介在する三者以上の契約であるもの及び公営住宅を除く。
- (3) 家賃月額 民間賃貸住宅の家賃月額をいう。ただし、管理費、共益費、駐車場代等を除く。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 新たに本市に住民登録をした者
- (2) 子育て世帯等の世帯員である者
- (3) 民間賃貸住宅の賃貸借契約における当事者の一方である者

(4) 本市の市税を滞納していない者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金を交付しないものとする。

(1) 申請時に本市に住民登録のないもの

(2) これまでに本市に住民登録があった世帯員がいるとき

(3) 本市における他の住宅関係補助金の交付を受けた世帯員がいるとき

(4) 矢板市暴力団排除条例（平成24年矢板市条例第26号）第2条第3号に規定する暴力団又は同条第4号に規定する暴力団員等の世帯員がいるとき
(補助対象住宅)

第4条 補助金の対象となる賃貸住宅は、本市内の民間賃貸住宅とする。

2 前項の規定にかかわらず、申請しようとする者の3親等以内の親族が所有する民間賃貸住宅は、補助金の対象としないものとする。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、家賃月額から2万5,000円を控除した額（当該額が2万5,000円を超える場合にあつては、2万5,000円）に申請時までの支払月数（当該月数が6を超える場合には6）を乗じた額とする。

2 前項の場合において、夫婦でなかった期間又は同居していない期間の月数は支払月数とみなさないものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、矢板市定住ミニサポート事業費補助金交付申請書（別記様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 誓約書（別記様式第2号）

(2) 住民票の写し（世帯全員についての続柄及び本籍が記載されているもので、

発行から 3 か月以内のもの)

- (3) 申請者が本市の市税を滞納していないことを証する書類（発行から 3 か月以内のもの）
- (4) 当該民間賃貸住宅に係る賃貸借契約書の写し
- (5) 家賃月額を支払済みであることを確認できる書類又は領収書の写し
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 補助金の交付申請期間は、夫又は妻が本市に住民登録をした日のいずれか早い日から 1 年を経過するまでとする。

3 第 1 項に規定する申請は、実績報告を兼ねるものとする。

（補助金の交付決定）

第 7 条 市長は、前条の規定による申請書等の内容を審査し、適正と認めるときは、矢板市定住ミニサポート事業費補助金交付決定通知書（別記様式第 3 号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第 8 条 前条の規定による通知を受けた申請者は、矢板市定住ミニサポート事業費補助金交付請求書（別記様式第 4 号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 前条の補助金交付決定通知書の写し
- (2) 振り込みを希望する口座の通帳の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

（補助金の返還）

第 9 条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合には、矢板市定住ミニサポート事業費補助金返還命令書（別記様式第 5 号）により、交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) 不正な手段等により補助金の交付を受けた場合

(2) その他市長が相当の事由があると認める場合

2 市長は、前項の規定にかかわらず、補助金の交付を受けた者にやむを得ない特別の事情があると認めるときは、補助金の全部又は一部の返還を免除することができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。